

第39期 定時株主総会

招集ご通知

電子提供措置事項
(交付書面)



エイベックス株式会社

証券コード: 7860

事業報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、名目GDPが初めて600兆円を超えるなど明るい兆しが見られ、賃金が上昇傾向にあることを背景に、景気は緩やかに持ち直しつつあります。このようにコストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行が期待される一方で、継続的な物価上昇とそれに伴う個人消費の停滞感が続いており、国際紛争等による景気の下振れリスクにも留意が必要となるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するエンタテインメント業界の環境としましては、ライブの売上金額が前年同期比5.3%増の6,443億円(2025年1月～12月。一般社団法人コンサートプロモーターズ協会調べ)、音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額が前年同期比5.1%増の2,157億円(2025年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ)、音楽配信市場規模が前年同期比7.0%増の1,699億円(2025年1月～12月。一般社団法人日本レコード協会調べ)となりました。映像関連市場につきましては、映像ソフトの売上金額が前年同期比16.5%減の812億円(2025年1月～12月。一般社団法人日本映像ソフト協会調べ)、映像配信市場規模は5,710億円(2024年1月～12月。一般財団法人デジタルコンテンツ協会調べ)となり、ライブやデジタルを通じたエンタテインメント市場は今後も拡大することが予想されます。

このような事業環境の下、当社グループは、長期的に活躍できるIPの創出に注力するとともに、権利の獲得及び価値最大化、さらには収益体質の強化を目指した全社的な構造改革を推進してまいりました。具体的には、各セグメントにおけるIPの創出が進捗し、それぞれのアーティストや作品が国内外で活動の幅を拡大いたしました。また、米国拠点のクリエイティブネットワークを活用した海外展開も加速したほか、IPの権利を活用したカタログビジネスにおいては、音楽関連権利の共同事業の開始やアニメ作品における過去作品の権利活用を通じて権利価値最大化の取り組みを推進いたしました。これらの収益拡大への取り組みとともに、収益性の向上のため、当期は構造改革として既存事業の選択と集中を継続的に推進するとともに、費用執行ルールや投資モニタリング方法の見直し、業務効率化等を実施いたしました。その結果、従業員一人当たりの収益性は大幅に向上し、最適な経営ポートフォリオの構築が進展いたしました。

売上高

1,465億71百万円

前年度比 11.3% 増

営業利益

40億85百万円

前年度比 一 %

親会社株主に帰属する
当期純利益

35億53百万円

前年度比 212.1% 増

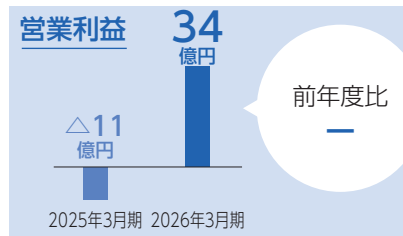
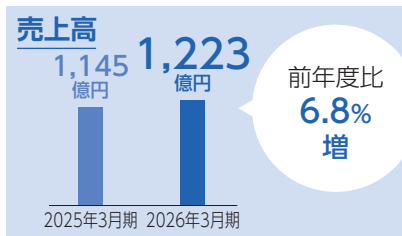
以上の結果、当連結会計年度の経営成績としましては、音楽事業におけるライブ関連売上高の増加及びアニメ・映像事業におけるアニメ作品の海外向け販売が好調に推移したこと等により、売上高は1,465億71百万円(前年度比11.3%増)、また、貸倒引当金繰入額の減少及び費用執行の見直しにより販売費及び一般管理費が減少したこと等により、営業利益は40億85百万円(前年度は営業損失18億19百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は35億53百万円(前年度比212.1%増)となりました。今後も更なる収益拡大を目指して、長期的な成長に向けた取り組みを推進してまいります。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。
※各セグメントの売上高及び営業利益は、全てセグメント間取引額の消去前の数値です。

(1) 音楽事業

ライブ関連売上高の増加及び音楽配信の好調等により、売上高は1,223億12百万円(前年度比6.8%増)、営業利益は34億68百万円(前年度は営業損失11億80百万円)となりました。

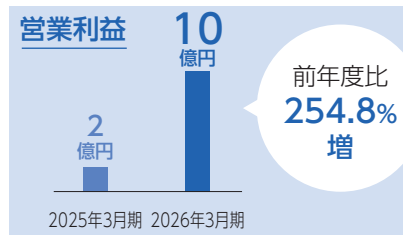
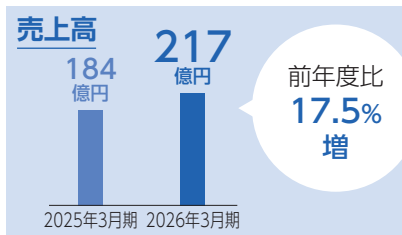
売上構成比： **82.2%**



(2) アニメ・映像事業

アニメ作品の海外向け販売が好調に推移したこと等により、売上高は217億23百万円(前年度比17.5%増)、営業利益は10億62百万円(前年度比254.8%増)となりました。

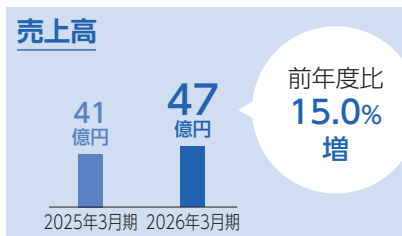
売上構成比： **14.6%**



(3) その他事業

売上高は47億26百万円(前年度比15.0%増)、営業損失は4億39百万円(前年度は営業損失9億39百万円)となりました。

売上構成比： **3.2%**



② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資は総額で26億21百万円であり、その主なものは、スタジオ関連等の有形固定資産の取得13億85百万円、自社利用ソフトウェア開発7億91百万円です。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度において実施した主な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割は以下のとおりです。

- ・ 2025年10月31日付で、当社の連結子会社であったバーチャル・エイベックス株式会社の株式の81%を同社取締役へ譲渡いたしました。
- ・ 2025年12月29日付で、当社の子会社であるAvex Southeast Asia Pte. Ltd.が保有する持分法適用関連会社SANRIO SOUTHEAST ASIA PTE. LTD.の全株式を株式会社サンリオへ譲渡いたしました。
- ・ 2026年1月7日付で、当社の連結子会社であった株式会社aANCHORが新設分割により設立した新会社（同社事業を承継した新株式会社aANCHOR）の全株式を大手事業会社へ譲渡するとともに、当社の連結子会社であった株式会社fuzzの全株式を同社代表取締役へ譲渡いたしました。
- ・ 2026年2月26日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるエイベックス・ヘルスケアエンパワー合同会社を当社へ吸収合併することを決議いたしました。
- ・ 2026年3月31日付で、当社の連結子会社であった株式会社LIVESTARの全株式を同社代表取締役へ譲渡いたしました。

④ 対処すべき課題

当社グループは、更なる業績の向上と持続的な企業価値創出のために、企業理念「エンタテインメントの可能性に挑みつづける。」の下、今後も経済活動の拡大や事業環境の変化を捉え、更なる業績の向上と持続的な企業価値向上のために、以下の7項目を重点課題として取り組んでまいります。

(1) ヒットコンテンツの創出

当社グループは、コンテンツホルダーとしてヒットコンテンツを創出することが最大の命題であると認識しております。グローバルを見据えた新たなIP（知的財産権）の創出に向け、アーティストやタレント、クリエイター等の発掘・育成・マネジメントの一貫した体制を構築するとともに、世界水準のクリエイティブ・ネットワークを活用し、長期的に活躍するIPを連続的に創出することを目指します。また、IP創出のプロセスにおいて得られたノウハウを次世代のIPに活用することで、IPの成長の加速を図り、先行投資期間の短縮およびIPポートフォリオの強化を図ってまいります。

(2) コンテンツに係る権利の活用

音楽配信サービスや映像配信サービスといったデジタル配信市場は更なる成長が期待されており、コンテンツに係る権利の価値は高まりつつあります。当社グループは、これらコンテンツに係る権利を安定的な収益基盤と捉え、アーティストやクリエイターの成長や、長期的な活動を通じて更なる権利の蓄積を図るとともに、権利の価値を最大化しうる企業として、国内外のM&A等による権利獲得も推進し、更なる収益機会の拡大を図ってまいります。

(3) マネタイズ機能の強化

当社グループは、IPを様々な手法でお客様に届け、IPの価値を最大化するライブやパッケージ、配信などのマネタイズ機能も、IPの創出とともに、大きな2本の柱として当社グループの価値創造プロセスを構成しております。これらの機能はパートナーとのネットワークを活用し、国内外において当社独自の強みを構築するとともに、レーベル・ライブといった注力領域以外の機能は内製化・外製化のあり方等も継続して検討を進め、収益の最大化を図ってまいります。

(4) 構造改革の推進

当社グループは収益体質への改善に向け、当期は子会社の譲渡等による選択と集中や、投資ルールの見直し・モニタリングの強化といった取り組みを行いました。今後も、事業やIPの選択と集中、組織体制の役割の見直しと再編、AI等も活用した業務の効率化といった施策を推進し、生まれたリソースを成長領域や注力プロジェクトへ集中して投下するとともに、人員の適正化を推進することで、最適な経営ポートフォリオの実現を図り、収益性の向上、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) ガバナンス体制の強化

当社グループは、取り巻く環境の変化に応じながら業績の向上に努めるとともに、経営の健全性を維持するため、社内規程の厳格化による調査権限の明文化や役職員を対象とした実践的研修、内部通報システムの拡充といった取り組みを行いました。今後も、リスクマネジメント及びコンプライアンス遵守の徹底を図り、実効性のあるガバナンス体制の構築及び更なる向上に努めてまいります。

(6) 人材の強化

当社グループは、事業環境の変化と業容拡大に対応し更なる成長を実現するために、人材育成の強化が必要であると認識しております。職務ごとに決定されたジョブグレードに応じて報酬が決定する「ジョブ型人事制度」、ポジティブな職務変更を支援・促進する「公募制度」及び「FA制度」といった人事制度を通じて、社員のキャリア自律と社員エンゲージメントの更なる向上を図るとともに、年齢・性別・国籍等に関係なく、活力ある人材を積極的に登用してまいります。

(7) サステナビリティ経営の推進

当社グループは、エンタテインメント企業として「サステナブル(持続可能)な社会」の実現に向けて責任を果たすべく、サステナビリティポリシーに基づくマテリアリティ（重要課題）を特定し、アクションプランを策定しております。

あらゆる人に長くエンタテインメントを楽しんでいただくために、アクションプランに基づく施策や気候変動への対応を進めるとともに、当期においては人権方針を策定・公表するなど、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーの人権を尊重するための取り組みについても引き続き推進してまいります。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

項 目	第 36 期 (2023年3月期)	第 37 期 (2024年3月期)	第 38 期 (2025年3月期)	【当連結会計年度】 第 39 期 (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	121,561	133,387	131,691	146,571
営 業 利 益 (▲は損失) (百万円)	3,385	1,265	▲1,819	4,085
経 常 利 益 (▲は損失) (百万円)	4,055	1,137	▲1,703	4,333
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,742	987	1,138	3,553
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	60.80	21.83	26.11	83.68
総 資 産 (百万円)	108,915	109,887	105,960	110,793
純 資 産 (百万円)	58,838	56,099	51,112	52,889
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,286.29	1,219.58	1,182.34	1,213.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第36期においては、特別利益として投資有価証券売却益等を計上いたしました。
4. 第38期においては、特別利益として子会社株式売却益及び持分変動利益を計上いたしました。

⑥ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
エイベックス・エンタテインメント株式会社	百万円 200	100.00 %	(中間持株会社) グループ各社の統括・管理とシナジー発揮、音楽事業全体の経営・事業戦略の策定、アーティスト・タレントの発掘育成
エイベックス・ライブ・クリエイティヴ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	ライブ・その他興行の企画・制作、チケット販売、マーチャンダイジング事業
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	音楽及び映像コンテンツの企画制作・製造・販売
エイベックス・アライアンス&パートナーズ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	IPの営業及び広告企画制作事業
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	百万円 10	100.00 (100.00)	著作権管理事業
エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社	百万円 50	100.00 (100.00)	クラシックアーティストのコンサート・マネジメント・原盤制作事業
エイベックス・マネジメント株式会社	百万円 80	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェンツ事業
エイベックス・クラン株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェンツ事業
エイベックス・スタイルズ株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェンツ事業
エイベックス・マネジメント・エージェンシー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アーティスト・タレントのマネジメント及びエージェンツ事業
エイベックス・クリエイター・エージェンシー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	アート作品に関する動画配信・販売・イベント等企画運営
エイベックス・クリエイティヴ・ファクトリー株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)	楽曲及び映像制作事業、プロデュース・マネジメント事業、空間開発及び飲食店事業
エイベックス・AY・ファクトリー合同会社	百万円 5	80.77	劇団員のマネジメント、劇団運営及び舞台の興行、アーティスト・タレントのマネジメント事業等

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
エイベックス・ピクチャーズ株式会社	百万円 100	100.00 %	(中間持株会社) アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売、アニメ・映像事業の管理・経営戦略の策定等
株式会社エイベックス・アニメーションレーベルズ	百万円 100	100.00 (100.00)	アニメコンテンツの企画・制作・販売、アーティストのマネジメント等
株式会社エイベックス・フィルムレーベルズ	百万円 100	100.00 (100.00)	映像コンテンツの企画・制作・販売、映画配給等
F L A G S H I P L I N E 株式会社	百万円 50	100.00 (100.00)	アニメーション及びゲームの企画開発・制作等
株 式 会 社 ア ニ メ タ イ ム ズ 社	百万円 100	55.00 (55.00)	映像配信サービスに対するアニメ作品の供給等
Avex Southeast Asia Pte. Ltd.	千シンガポールドル 2,671	100.00	ライセンスビジネスの企画・制作・運営等
A v e x C h i n a I n c .	百万円 100	100.00 (100.00)	中国国内での音楽コンテンツの企画・制作・販売・配信等
A v e x H o n g K o n g L t d .	千香港ドル 10,000	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの管理等
A v e x T a i w a n I n c .	千台湾ドル 215,000	100.00 (100.00)	音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売、コンサートの企画・制作・運営等
A v e x M u s i c G r o u p L L C	千米ドル 0	100.00 (100.00)	音楽出版事業、音楽レーベル事業、アーティスト開発事業
A v e x S o n g F u n d 1 L L C	千米ドル 0	100.00 (100.00)	音楽関連権利の管理・運用
S 1 0 E n t e r t a i n m e n t & M e d i a L L C	千米ドル 0	74.95 [25.05]	アーティストマネジメント事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の () 内数字は、間接所有比率です。
2. 議決権の所有割合の [] 内数字は、緊密な者等の所有割合であります。

⑦ 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、各社の事業の特色を打ち出しつつ、各事業間のシナジーを最大限に発揮できるグループ全体の経営戦略の策定を主な事業としております。事業区分別の主な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	主な事業内容
音楽事業	音楽コンテンツの企画・制作・販売、音楽配信、音楽出版、アーティスト・タレント・クリエイターのマネジメント、マーチャндаイジング、コンサート・イベントの企画・制作・運営・チケット販売、ECサイト、実店舗の企画・開発・運営、ファンクラブ運営
アニメ・映像事業	アニメ・映像コンテンツの企画・制作・販売、アーティストのマネジメント、映画配給、ゲームの企画・制作、映像配信サービスに対するアニメ作品の供給
その他事業	海外事業、その他

⑧ 主要な事業所

名 称 (事業区分)		所 在 地	
国 内 子 会 社	当 社 (持株会社)	本社	東京都港区
	エイベックス・エンタテインメント株式会社 (音楽事業：中間持株会社)	本社	東京都港区
	エイベックス・ライブ・クリエイティブ株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・ミュージック・クリエイティブ株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・アライアンス&パートナーズ株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・クラシックス・インターナショナル株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・マネジメント株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・クラン株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・スタイルズ株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・マネジメント・エージェンシー株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・クリエイター・エージェンシー株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
エイベックス・クリエイティブ・ファクトリー株式会社 (音楽事業)	本社	東京都港区	

名称 (事業区分)		所在地	
国内 子 会 社	エイベックス・AY・ファクトリー合同会社 (音楽事業)	本社	東京都港区
	エイベックス・ピクチャーズ株式会社 (アニメ・映像事業：中間持株会社)	本社	東京都港区
	株式会社エイベックス・アニメーションレーベルズ (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
	株式会社エイベックス・フィルムレーベルズ (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
	FLAGSHIP LINE 株式会社 (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
	株式会社 アニメタイムズ社 (アニメ・映像事業)	本社	東京都港区
海外 子 会 社	Avex South East Asia Pte. Ltd. (その他事業)	本社	シンガポール
	Avex China Inc. (その他事業)	本社	北京
	Avex Hong Kong Ltd. (その他事業)	本社	香港
	Avex Taiwan Inc. (その他事業)	本社	台湾
	Avex Music Group LLC (その他事業)	本社	ロサンゼルス
	Avex Song Fund 1 LLC (その他事業)	本社	ロサンゼルス
	S10 Entertainment & Media LLC (その他事業)	本社	ロサンゼルス

⑨ 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,372名	85名減

(注) 臨時従業員及び他社への出向者は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
85名	6名減

(注) 臨時従業員、子会社及び他社への出向者は含んでおりません。

⑩ 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 184,631,000株
 ② 発行済株式の総数 45,919,300株(自己株式3,410,828株を含む)
 ③ 株 主 数 32,868名(前期末比3,077名増)
 ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 サ イ バ ー エ ー ジ ェ ン ト	5,500,000	12.94
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,436,900	10.44
有 限 会 社 テ ィ ー ズ ・ キ ャ ピ タ ル	3,400,000	8.00
株 式 会 社 マ ッ ク ス 2 0 0 0	2,300,000	5.41
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,324,701	3.12
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,093,900	2.57
株 式 会 社 第 一 興 商	1,020,000	2.40
松 浦 勝 人	905,024	2.13
柳 澤 安 慶	750,000	1.76
林 真 司	731,550	1.72

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式3,410,828株があります。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式会社マックス2000は、当社代表取締役会長松浦勝人氏が代表取締役を務めております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役、非常勤取締役、監査等委員である取締役を除く)	91,700株	3名

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

① 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松浦勝人	エイベックス・クリエイティブ・ファクトリー株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長CEO	黒岩克巳	エイベックス・エンタテインメント株式会社 代表取締役社長
代表取締役 CFO	林 真 司	コンプライアンス委員会委員、指名・報酬委員会委員 コンプライアンス担当、リスク管理担当 経営管理本部 管掌取締役、人事総務本部 管掌取締役 経理法務本部 管掌取締役
取締役（非常勤）	見城 徹	株式会社幻冬舎 代表取締役社長 株式会社タッチダウン 代表取締役社長
取締役（社外）	瀧口友里奈	株式会社SBI新生銀行 社外取締役 株式会社グローブエイト 代表取締役 株式会社テラスカイ 社外取締役
取締役監査等委員(常勤)	小林伸之	株式会社NexTone 社外監査役
取締役監査等委員(社外)	杉本佳英	指名・報酬委員会委員長 弁護士 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社NATTY SWANKYホールディングス 社外取締役 Aiロポティクス株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社シーラホールディングス 社外取締役監査等委員
取締役監査等委員(社外)	安田 恵	指名・報酬委員会委員 公認会計士 綜研化学株式会社 社外監査役 株式会社物語コーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 取締役小林伸之氏は、1998年に当社グループに入社し、主に営業・販促部門や管理部門の責任者及び重要な子会社の取締役を歴任した経験を通じ、当社グループの事業内容を熟知しており、また2013年6月から当社の常勤監査役及びグループ会社の監査役を務め、当社グループの経営に関する重要な知見を有しているため、常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役瀧口友里奈氏、杉本佳英氏及び安田恵氏は、社外取締役です。
3. 取締役瀧口友里奈氏、杉本佳英氏及び安田恵氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であり、東京証券取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役杉本佳英氏は、弁護士資格を有しており、高い法律の知見を有しております。
5. 取締役安田恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
6. 取締役杉本佳英氏が委員長を務めるコンプライアンス委員会は、社外取締役を含むメンバーで構成され、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議するほか、内部通報制度（ヘルプライン）により通報された事案を確認し、改善を図っております。
7. 取締役杉本佳英氏が委員長を務める指名・報酬委員会は、社外取締役が過半数を占めるメンバーで構成され、当社の取締役の選任及び解任、取締役の報酬に関する事項を客観的な見地から検証しております。
8. 上記は、2026年3月31日現在の内容を記載しております。

② 当事業年度中の取締役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優れた人材を招聘できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で損害賠償責任を限定する契約の締結を可能とする旨を定めております。

当該規定に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）4名と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く) (内社外取締役)	685 (9)	394 (9)	173	116	5 (1)
監査等委員である取締役 (内社外取締役)	41 (21)	41 (21)	-	-	3 (2)
合計	726	435	173	116	8

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役(監査等委員であるものを除く)の金銭報酬の額は、基本報酬枠が年額800百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、業績連動報酬枠が当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内です(2020年6月26日開催の第33期定時株主総会決議)。第33期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は4名です。
- また、上記とは別枠で、2020年6月26日開催の第33期定時株主総会において、業務執行取締役にに対し、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120百万円以内かつ当社普通株式総数年12万株以内(譲渡制限期間は3~10年間で当社取締役会が定める期間)、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額を当社普通株式70万株に交付時株価を乗じた額を上限として対象期間において当社普通株式総数35万株以内としています。第33期定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は3名です。上記報酬等の総額には、取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬計上額116百万円が含まれております。
2. 当事業年度に、取締役の報酬等として交付した譲渡制限付株式報酬の内容は、当社普通株式91,700株、譲渡制限期間2025年7月29日~2028年7月28日であり、対象となる役員の員数は取締役(監査等委員であるものを除く)3名です。また、非常勤取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役へ交付した株式はありません。
3. 株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額100百万円以内です(2020年6月26日開催の第33期定時株主総会決議)。第33期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤ 当事業年度の業績連動報酬にかかる指標(KPI)の内容、選定理由、実績及び算定方法

(年次賞与)

当社の年次賞与は、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて業務執行取締役が金銭の支給を受けることができる制度としております。親会社株主に帰属する当期純利益をKPIとしている選定理由は、当社の株主の皆様へ帰属する成果に対する業務執行取締役の責任を明確にすることで支給額の合理性をわかりやすく説明できることが挙げられます。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、3,553百万円であり、個人別の支給額は当該実績に基づき、予め定めた算式に従って算定されております。

⑥ 非金銭報酬の内容

当社の非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、在任中の株式保有を推進することで株主の皆様との利害共有を促し、また、付与から3年後に譲渡制限の解除を一律に設定することにより、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的としております。当社は、譲渡制限付株式の付与から3年間の譲渡制限期間中、継続して、各業務執行取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、かかる譲渡制限期間が経過した日をもって、各業務執行取締役が保有する譲渡制限付株式の全部についての譲渡制限を解除します。但し、各業務執行取締役が死亡により退任した場合は、当該退任の直後の日の翌日をもって、各業務執行取締役の相続人が保有する譲渡制限付株式の全部についての譲渡制限を解除します。

また、当社は、各業務執行取締役が譲渡制限期間中に以下の各項のいずれかに該当した場合、譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得します。

- ・各業務執行取締役が拘禁以上の刑に処せられた場合
- ・各業務執行取締役について、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ・各業務執行取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・各業務執行取締役が死亡した場合で各業務執行取締役に配偶者、子(養子を含む)、父母及び兄弟姉妹がいない場合
- ・各業務執行取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合(但し、(i)退任と同時に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人に再任する場合、(ii)任期満了又は定年その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く)
- ・各業務執行取締役において、当社又は当社の子会社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合(但し、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く)
- ・各業務執行取締役において、法令、当社又は当社の子会社の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約書に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他譲渡制限付株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

⑦ 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容がその決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会の答申を踏まえていることに加え、主に以下の理由により当社の取締役の個人別の報酬等の内容が当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると当社の取締役会は判断いたしました。

- ・基本報酬については、2025年6月27日開催の取締役会において役位別に決定した報酬テーブルに従って支給していること
- ・年次賞与については、予め定めた算式に従って算定された額を支給することを予定しており、法人税法上の「業績連動給与」として損金算入による社外流出を抑制するものであること
- ・譲渡制限付株式報酬については、2025年6月27日開催の取締役会において役位別に決定した金銭報酬債権を支給していること

なお、当社の指名・報酬委員会は、報酬水準の検討に際し、グローバルに豊富な経験・知見を有する外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づく客観的かつ多面的な報酬ベンチマーク分析により妥当性を検証しております。

⑧ 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の構成は以下のとおりです。

委員長（社外）	委員（社外）	委員（社内）
杉本取締役	安田取締役	林代表取締役CFO

当事業年度にかかる当社の取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の審議は、2025年5月、6月の計2回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席し、出席率は100%でした。

なお、監査等委員である取締役の報酬制度及び個人別の報酬等の決定については、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

[指名・報酬委員会開催日]

2025年5月8日・2025年6月18日

(報酬体系)

当社の業務執行取締役に対する報酬制度は、基本報酬、単年度「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する年次賞与、株主の皆様との利害共有を目的とした譲渡制限付株式報酬並びに当社の中期経営計画の対象期間中の当社業績等の数値目標の達成度等に基づき交付する当社普通株式の数が変動するパフォーマンス・シェア・ユニットから構成されております。

役員報酬の種類別報酬割合について、年次賞与の標準額(基準業績値である親会社株主に帰属する当期純利益50億円達成時の額)は基本報酬の6割とし、譲渡制限付株式報酬は単年度の付与価値を基本報酬の3割としております。

非業務執行取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、基本報酬は月次で支給しており、年次賞与及び譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に支給しております。

また、パフォーマンス・シェア・ユニットは原則として中期経営計画の初年度にユニットを付与して業績評価期間終了後に株式及び金銭を一括して交付・支給しております。

⑨ 会社役員報酬等の額又は算定方法に係る決定に関する方針

当社は、社外取締役を委員長とし、ほかに社外取締役1名及び当社代表取締役CFOの3名により構成される「指名・報酬委員会」を設置し、役員報酬制度の内容及びその決定手続きについて、外部の客観的な視点を取り入れた、より透明性の高い役員報酬制度を運用しております。

当該役員報酬制度は、基本報酬、毎期の「親会社株主に帰属する当期純利益」のみに完全連動する「年次賞与」、中長期的な企業価値の向上に対して経営陣の意識づけを行うことを目的とした「譲渡制限付株式」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」により構成されております。非常勤取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきましては、取締役会にて決議しております。

⑩ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

① 社外役員に関する事項

(1) 社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
瀧口友里奈	株式会社SBI新生銀行 社外取締役 株式会社グローブエイト 代表取締役 株式会社テラスカイ 社外取締役	重要な取引関係はありません
杉本佳英	弁護士 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社NATTY SWANKYホールディングス 社外取締役 Aiロボティクス株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社シーラホールディングス 社外取締役監査等委員	重要な取引関係はありません
安田 恵	公認会計士 綜研化学株式会社 社外監査役 株式会社物語コーポレーション 社外監査役	重要な取引関係はありません

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	瀧口友里奈	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、主に経済キャスターや複数企業の社外取締役を務めた豊富な経験に基づく知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	杉本佳英	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、及び監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	安田 恵	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、及び監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、消費税等を含んでおりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	81,755	流動負債	56,198
現金及び預金	34,305	支払手形及び買掛金	2,778
受取手形及び売掛金	25,678	未払金	30,299
商品及び製品	1,273	未払印税	8,435
仕掛品	4,157	未払法人税等	554
原材料及び貯蔵品	380	返金負債	1,163
前渡金	1,946	前受金	5,962
前払費用	1,970	賞与引当金	819
前払印税金	4,140	その他の	6,184
未収入金	4,632	固定負債	1,705
その他の	3,406	その他の	1,705
貸倒引当金	△136	負債合計	57,904
固定資産	29,038	〈純資産の部〉	
有形固定資産	9,574	株主資本	50,098
建物及び構築物	5,380	資本金	4,836
土地	2,986	資本剰余金	5,125
その他の	1,207	利益剰余金	45,069
無形固定資産	4,968	自己株式	△4,933
のれん	2,535	その他の包括利益累計額	1,474
その他の	2,432	その他有価証券評価差額金	929
投資その他の資産	14,496	為替換算調整勘定	360
投資有価証券	6,977	退職給付に係る調整累計額	184
繰延税金資産	5,307	非支配株主持分	1,317
退職給付に係る資産	193	純資産合計	52,889
その他の	2,964	負債純資産合計	110,793
貸倒引当金	△947		
資産合計	110,793		

連結損益計算書

(自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	146,571
売上原価	104,791
売上総利益	41,779
販売費及び一般管理費	37,694
営業利益	4,085
営業外収益	
受取利息	117
受取配当金	13
持分法による投資利益	502
その他	41
営業外費用	
支払利息	5
投資有価証券評価損	215
投資事業組合運用損	49
その他	156
経常利益	4,333
特別利益	
投資有価証券売却益	1,034
子会社株式売却益	133
その他	52
特別損失	
減損損失	372
投資有価証券評価損	97
事業整理	79
その他	76
税金等調整前当期純利益	4,927
法人税、住民税及び事業税	1,395
法人税等調整額	△443
当期純利益	3,975
非支配株主に帰属する当期純利益	422
親会社株主に帰属する当期純利益	3,553

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	35,207	流動負債	36,277
現金及び預金	27,534	リース債務	53
売掛金	1,258	未払金	1,820
関係会社短期貸付金	3,072	未払法人税等	89
未収入金	2,807	関係会社預り金	33,908
その他の	535	賞与引当金	78
貸倒引当金	△0	債務保証損失引当金	132
固定資産	25,068	その他の	193
有形固定資産	6,573	固定負債	743
建物	3,389	リース債務	157
工具器具備品	370	その他の	586
土地	2,595	負債合計	37,020
リース資産	200	〈純資産の部〉	
その他の	17	株主資本	22,718
無形固定資産	325	資本金	4,836
ソフトウェア	249	資本剰余金	5,866
その他の	76	資本準備金	5,683
投資その他の資産	18,169	その他の資本剰余金	182
投資有価証券	2,313	利益剰余金	16,949
関係会社株式	12,299	利益準備金	501
関係会社長期貸付金	4,363	その他利益剰余金	16,447
前払年金費用	8	別途積立金	10,000
繰延税金資産	12	繰越利益剰余金	6,447
その他の	1,112	自己株式	△4,933
貸倒引当金	△1,940	評価・換算差額等	536
資産合計	60,275	その他有価証券評価差額金	536
		純資産合計	23,254
		負債純資産合計	60,275

損益計算書

(自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,400
営 業 原 価		621
売 上 総 利 益		5,779
販売費及び一般管理費		6,211
営 業 損 失 (△)		△431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	181	
受 取 配 当 金	11	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,511	
そ の 他	6	3,710
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168	
貸 倒 損 失	263	
為 替 差 損	363	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	132	
そ の 他	70	1,000
経 常 利 益		2,278
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78	78
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	97	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	85	183
税 引 前 当 期 純 利 益		2,173
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△617	
法 人 税 等 調 整 額	147	△470
当 期 純 利 益		2,643

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

エイベックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイベックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイベックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

エイベックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 健 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 康 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイベックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

エイベックス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 小林 伸 之 ㊞
監査等委員 杉 本 佳 英 ㊞
監査等委員 安 田 恵 ㊞

(注)監査等委員杉本佳英及び安田恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上